

令和 7 年度
那須町学習者用 1 人 1 台端末等調達業務
公募型プロポーザル実施要領

学校教育タブレット端末等更新事業費補助金対象事業

令和 7 年 6 月
那須町教育委員会事務局
学校教育課

1 事業の趣旨・目的

GIGA スクール構想において整備された学習者用 1 人 1 台端末は、学校現場において端末の活用が進み、効果が実感されつつある一方で、整備から 5 年以上が経過し、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなど、今後、端末を計画的に更新する必要がある。

そこで、GIGA スクール構想第 2 期を迎えるにあたり、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現させ、利活用の一層の促進を図ることを目的とし、栃木県及び県内市町が参加する栃木県公立学校における共同調達会議において、端末等の共同調達の検討を進めてきた。

本町においては、cellular モデルを調達することから、共同調達からのオプアウトにより単独での調達を実施する。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度那須町学習者用 1 人 1 台端末等調達業務
- (2) 業 務 内 容 別添「令和 7 年度那須町学習者用 1 人 1 台端末等調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 期 間 仕様書に記載のとおり。
- (4) 提案上限額 本体 1 台あたり 95,150 円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、仕様書別紙「仕様明細書」中、「D その他」の No. 1・3 は上限額に含めない。

(5) 事務局及び問い合わせ先

那須町教育委員会事務局学校教育課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3 番地 13

電話番号：0287-72-6922

電子メールアドレス：gakyo@town.nasu.lg.jp

3 参加資格

(1) 単独企業として参加する場合

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- ② 本町において、物品の販売又は役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- ③ 実施要領の公示日から企画提案書提出日までの間において、本町から入札参加制限措置（指名停止措置）を受けていない者であること。

- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - ⑤ 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
 - ⑥ ISMS 又はプライバシーマークを取得していること。
- (2) 2 者以上の事業者が共同で参加する場合（共同参加）
- ① 全ての構成員が、3(1)①～⑤の要件を満たしていること。
 - ② 構成員が、単独企業又は他の共同参加の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③ 個人情報等の機微情報を取り扱う業務を行う構成員が 3(1)⑥の要件を満たしていること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- ① 実施要領等の公表 令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）
- ② 実施内容等に関する質問受付期限
令和 7 年 6 月 11 日（水曜日）午後 5 時必着
- ③ 質問に対する回答期限 令和 7 年 6 月 17 日（火曜日）
- ④ 参加表明書の提出期限 令和 7 年 6 月 20 日（金曜日）午後 5 時必着
- ⑤ 企画提案書の提出期限 令和 7 年 7 月 15 日（火曜日）午後 5 時必着
- ⑥ プレゼンテーション審査 令和 7 年 7 月 31 日（木曜日）予定
- ⑦ 選定結果の通知・公表 令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）予定

(2) 実施要領等の配布

- ① 配布期間 令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）～同年 6 月 20 日（金曜日）（ただし、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く））
- ② 配布場所 上記 2(5)の事務局で配布するほか、那須町公式ホームページに掲載する。

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（参考様式添付）により電子メールにより提出すること。

なお、2 者以上の事業者が共同で参加する場合には、代表事業者が質問書を提出すること。

- ① 受付期間 公募開始日～令和 7 年 6 月 11 日（水曜日）午後 5 時必着

- ② 質疑方法 電子メールにより、2(5)に提出すること。
- ③ 回答期限 令和7年6月17日(火曜日)
- ④ 回答方法 回答は那須町公式ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、「令和7年度那須町学習者用1人1台端末等調達業務プロポーザル提出様式集」(以下「様式集」という。)に基づき、次の書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

① 提出書類

- ・参加表明書(様式1)
- ・確認書(様式2)
- ・事業者概要書(様式3)
- ・本業務の実施体制(様式4)
- ・ISMS又はプライバシーマークの取得を証明する書類(写し可)

※ 2者以上の事業者が共同で参加する場合は、上記書類に加え次の書類を添付すること。また、代表事業者が参加表明書を提出すること。

- ・構成員調書(様式1-2)
- ・委任状(様式1-3)

※ 参加表明書作成要領

ア 用紙の大きさはA4版とし、様式順にページ番号を中央下に付して左上を綴じること。

イ 様式1~4については、用紙が不足する場合は別紙を付け足しても差し支えない。

ウ 様式4については、文章による表現の他、イメージ図やイラスト等の表現方法を使用しても差し支えない。

エ 「ISMS又はプライバシーマークの取得を証明する書類(写し可)」については、A4サイズ(拡大縮小等)にして綴じること。

オ 提出部数は、紙媒体を1部及び電子媒体(PDF形式とし、電子メール等により提出すること。)とする。

② 提出期限 令和7年6月20日(金曜日)午後5時必着

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

③ 提出場所 上記2(5)

④ 提出方法 持参(平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年7月15日(火曜日)午後5時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び次の①～⑤に基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- ① 企画提案書の用紙は、原則として A4 版用紙を使用することとし、A3 版用紙を使用する場合には、A4 版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。
- ② 企画提案書の様式は任意であるが、参考様式を基に次の記載順序及び内容で作成すること。
 - ア 事業の目的、提案のコンセプト、ビジョン
 - イ 実施計画及び全体スケジュール
 - ウ 企画提案内容
 - (ア) プロジェクト実施体制（人員体制、連絡体制、実施拠点等を含む）
 - (イ) 端末等仕様
 - (ウ) 初期設定作業内容
 - (エ) 搬入作業内容
 - エ 見積額
 - オ 過去の業務実績
 - カ その他提案内容（保証、端末廃棄・引き取り、独自提案等）
 - キ 企画提案書の内容の有効期限
- ③ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。
- ④ 企画提案書の提出部数は、紙媒体 9 部（正本 1 部、副本 8 部）及び電子媒体 1 部（PDF 形式とし、CD-R 等により提出すること。）とする。
- ⑤ 提出の際に、見積書を提出すること。（参考様式添付）
- ⑥ 提出期限 令和 7 年 7 月 15 日（火曜日）午後 5 時必着
- ⑦ 提出場所 上記 2(5)
- ⑧ 提出方法 持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ① 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書は、那須町情報公開条例（平成 16 年条例第 19 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- ④ 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

- ⑤ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- ⑥ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ⑦ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ⑧ 提出された企画提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ⑨ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑩ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「令和7年度那須町学習者用1人1台端末等調達業務評価基準」（以下「評価基準」という。）のとおり。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、那須町学習者用1人1台端末等調達業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の各委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の平均点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、提案者ごとに最も評価点の高い委員と最も評価点の低い委員の点数を除いて平均点を算出する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、見積額の評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、見積額の評価点も同点の場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。
- ③ 上記に関わらず、各委員の評価の合計点の平均点が102点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

※ 提案者が1者の場合でも評価を実施し、評価結果が5(4)③に該当しない場合は、当該提案者を契約候補者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が 2(4)の提案上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に係る選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 プレゼンテーション審査

(1) 開催日時・場所

- ① 日時 令和 7 年 7 月 31 日（木曜日） 予定
- ② 場所 那須町役場

※ 詳細な日時、場所は別途通知する。

(2) 所要時間（1 提案者あたり）

- ① プレゼンテーション 20 分以内
- ② 質疑応答 20 分程度

(3) 注意事項

- ① 参加人数は、1 提案者あたり 5 名までとする。（2 者以上の事業者による共同提案においても 5 名までとする。）
- ② 企画提案書を用いて説明を行うこと。
- ③ プレゼンテーション審査当日に、新たな資料を配布することは認めない。
- ④ 指定時間に遅れた場合には、評価対象としない。

7 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、次の項目について那須町公式ホームページに公表するとともに、事務局において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、総合点及び選定理由
 - (2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの総合点
- ※ 参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

8 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と町との間で、契約内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、契約を締結する。

なお、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年条例第 21 号）に該当する場合は、事業者選定後に選定事業者との間に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約とする。

- (2) 契約代金の支払いについては、納品完了後、本町の検査に合格した後に、一括払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、本町が指定する日までに、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

別表

令和 7 年度那須町学習者用 1 人 1 台端末等調達業務
評価基準

(170 点満点)

	評価項目		評価内容	配点
1	本業務への理解度、意欲		本業務の目的を理解しており、業務遂行に意欲的であるか。	15
2	実施計画及び全体スケジュール		納期までに納品するための機器の手配や体制が構築されているか。 安全対策やリスク管理は措置されているか。	10
3	実施体制		キittingや搬入等に係る体制が具体的かつ明確であるか。	5
			不備等があった際に迅速に対応できる体制（県内に営業所又は保守拠点等を有している等）となっているか。	5
4	周辺機器（保護カバー付きキーボード及びタッチペン）		教育現場で使用することを踏まえた性能や機能を備えているか。	20
5	設置・据え付け	キitting	上限額以内で実施可能な内容が具体的かつ明確であるか。 効率的・経済的な方法か。 教育委員会や学校現場に負担を掛けない作業内容であるか。	20
		搬入・設置	上限額以内で実施可能な内容が具体的かつ明確であるか。 教育委員会や学校現場に負担を掛けない作業内容であるか。	20
6	見積額		提案内容に沿った妥当なものとなっているか。	10
7	実績		本業務を履行できる実績を有しているか。	10
8	その他	保証	メーカー保証等の内容について、教育委員会や学校に対して有益な提案内容であるか。	10

	端末廃 棄・引き 取り	1stGIGA 端末の廃棄・引き取りについて、 教育委員会や学校現場に負担の少ない提 案となっているか。	10
	独自提案	端末の更新、運用、利活用の促進に関 し、有益な提案内容か。	35
合 計			170

【評価基準】

基準 配点	非常に 優れている (100%)	優れている (80%)	標準的 (60%)	劣る (20%)
5	5	4	2	1
10	10	8	6	2
15	15	12	9	3
20	20	16	12	4
35	35	28	21	7